⑱　本工事は、土木工事共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続を契約書第53 条の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の試行対象工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則第６条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けている単体又は２者、３者若しくは４者による特定建設工事共同企業体であること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工能力点　阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,150点以上の単体又は代表者の施工能力点を1,150点以上、構成員の施工能力点を1,050点以上とする２者、３者若しくは４者の特定建設工事共同企業体であること。

⑸　地域要件　地域要件は設定しない。

⑹　施工実績　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

Ⅰ．単体の場合

「同種工事」

・鋼道路橋上部工（歩道橋を除く）又は鋼製橋脚工の製作及び架設工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。

イ）構成員は下記に示す工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

・鋼道路橋上部工又は鋼製橋脚工の製作及び架設工事

⑺　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成29年度及び平成30年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成29年度及び平成30年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。また、上記⑵に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で令和元年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑼　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着手時期は令和３年５月頃を予定している。）。

また、現場施工をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる基準のうち下記①の資格及び下記②の工事経験を有していなくともよい。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

②　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・鋼道路橋上部工又は鋼製橋脚工の架設工事

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　申請時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着手時までに、上記①～④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。

⑽　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑾　暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑿　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は入札説明書参照）

⒀　入札参加者間の資本・人的関係　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は入札説明書参照）

⒁　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、入札説明書を参照すること。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格をもって入札し、下記⑵の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。

②　申請書等が適切であること。

なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵　評価項目及び評価点　各評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等、詳細については入札説明書を参照すること。

イ）技術提案（技術的所見）に関する事項（最大27点）

ロ）品質確保のための体制に関する事項（最大30点）

⑶　技術提案書等の履行に関する事項　技術提案書及び品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という。）に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること。（詳細は入札説明書参照）